

様式 1

年 月 日

明石市長 様

申請者
(代表者)

住 所

氏 名

印

(TEL 自宅・会社・携帯 — —)

排水施設無償譲渡申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 設置場所

明石市

2. 無償譲渡する施設

| 施 設 数 量 | | | | | | | | |
|--------------------------|------|---|-----|---|---|---------|---------|---|
| ※排水区分 (汚水・雨水・合流) 及び管種を記入 | | | | | | | | |
| 管 渠 | | | 人 孔 | | | 取 付 管 | | |
| φ mm | φ mm | 計 | 号 | 号 | 号 | 箇所 φ mm | 箇所 φ mm | 計 |
| m | m | m | 個 | 個 | 個 | m | m | m |

3. 添付書類

- 図面 (位置図 平面図 縦断図)
- 写真 (施設が埋設されている区間のマンホールのふたや舗装状況が把握できるもの)
- 土地・権利に関する書類 (登記事項証明書 公図・地積測量図)
- 土地使用に関する承諾書 (様式 2)
- 権利放棄に関する承諾書 (様式 3)
- その他 (必要に応じて市が提出を求める場合)

※裏面に施設の帰属条件を記載しています。譲渡申請する際には、内容を十分ご確認ください。
また、申請した後、書類の審査及び施設の検査 (現地確認) を行います。この際に不備が確認された場合は無償譲渡できません。

排水施設の無償譲渡に関する条件

(1) 契約不適合

契約不適合責任期間は、受納日（通知日）から1年（故意又は重大な過失があった場合はこの限りでない）とし、この間に施設の不備が判明した場合は、市と協議の上必要な是正を行うものとする。

(2) 権利等の紛争

施設の譲渡に伴い権利等の紛争が生じた場合は、市に一切責任はなく、申請者が責任をもって解決するものとする。

(3) 施設の維持管理

譲渡した施設は受領日をもって市に帰属され、その後の維持管理は市が行う。これに伴い、市（委託業者を含む）は必要に応じて、土地所有者に断りなく施設の点検・調査に必要な敷地への立入りを行う。

(4) 権利の行使

市に帰属後、土地の所有者は以下に関する権利の行使は一切認めない。

- ①施設への接続に関すること。
- ②施設の改築・修繕等の必要な工事実施の妨げとなること。
- ③施設の維持管理等の支障となる土地の使用（建物・工作物の設置、花壇・駐車スペースとしての利用等）に関すること。